

必ず  
お読みください

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を行ったものです。

# マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を \ 交付しています /

まず「〇〇」の名称を  
確認ください

	有効期限 令和 7 年 3 月 31 日
	資格取得年月日 令和 6 年 12 月 2 日 999999
	記号 91-99 番号 99999 (枝番) 00
フリガナ ドケン 知	
氏名 土建 太郎	
生年月日 平成 5 年 4 月 1 日 性別 男	1 / 1
交付年月日 令和 6 年 12 月 2 日	999999999
組合員氏名 土建 太郎	
住所 新宿区北新宿 1-8-16	
事業所 (株) 東京土建建設工業	
保険者番号 133272	東京土建国民健康保険組合



## 国民健康保険資格確認書と記載されている方

- 加入手続時にマイナ保険証「無」とご申告された方
- 変更手続き時にマイナ保険証をお持ちでない方

に交付しています

名称が「被保険者証」から「資格確認書」へ変わるだけ

### 「資格確認書」の使い方

今までの保険証と同じで医療機関や薬局の窓口で提示することで受診できます。

受付



※来年度以降も1年間有効の「資格確認書」を交付します。急いでマイナ保険証を作る必要はありません。

※「限度額適用認定証」や「特定疾病療養受療証」をお持ちの場合も、これまで通り、窓口で提示してください。

※70歳以上の方は今までどおり、「高齢受給者証」を交付します。受診する際は、「資格確認書」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください。

## 資格情報のお知らせと記載されている方

- 加入手続時にマイナ保険証「有」とご申告された方
- 変更手続き時にマイナ保険証をお持ちの方

に交付しています

※自身の健康保険情報を確認するために交付しています。

※東京土建国保のデータは既にマイナ保険証に反映済みです(マイナポータル上で確認してください)。



### 「お知らせ」の使い方

マイナ保険証で受診しますが…

マイナ保険証が機械の故障などにより使えないときに、マイナンバーカードと一緒に医療機関等の窓口で提示することで受診できます。

【注意】「資格情報のお知らせ」のみで、受診することはできません。

### 「マイナ保険証は不安…」という方は

マイナ保険証の利用登録解除を申請することで、国保組合から「資格確認書」を交付します\*。所属の支部または国保組合資格課まで利用登録解除の申請書を提出してください。

\*2025年3月31日までに申請された方はお手持ちの保険証を使用していただき、2025年4月以降は「資格確認書」を交付します。

東京土建国保組合の保険証・資格確認書などについてのお問い合わせ先

東京土建国民健康保険組合 資格課(03-5348-2988) またはご所属の支部